

説明資料
(金融庁の経済対策項目について)

金融審議会総会
令和3年11月22日

第1章 はじめに

第2章 本経済対策のねらい

第3章 取り組む施策

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

（1）事業者への支援

（略）政府系金融機関による実質無利子・無担保融資及び危機対応融資は来年3月まで継続し、資金繰り支援に万全を期す。（略）事業者のコロナ禍で発生した債務に対しては、返済猶予を含む既往債務の条件変更、借換、資本性劣後ローンの活用等を行うとともに、ポストコロナの需要回復を見据えた前向きな資金供給に取り組むなど、迅速かつ柔軟な対応を官民金融機関に対して要請し、そのフォローアップを実施する。さらに、経営改善までのハンズオン支援とセットの官民連携ファンドを通じた債権買取り・出資や認定支援機関による経営改善計画の策定・実行支援等を行う（略）。

人流抑制等の影響により特に影響を受ける事業者の支援にも万全を期す。（略）

- 日本政策金融公庫等を通じた資金繰り支援（財務省、経済産業省、金融庁、内閣府、農林水産省）
- 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主の債務整理支援（金融庁）

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

1. 成長戦略

（1）科学技術立国の実現

② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたクリーンエネルギー戦略

我が国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2030年度の温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの方針を示した。これら目標の実現に向け、引き続き、グリーンイノベーション基金、投資促進税制、規制改革など、あらゆる政策を総動員する。（略）

イ 国民のライフスタイル転換と企業の低炭素化支援等

（略）加えて、我が国のグリーン国際金融センターとしての機能向上に取り組む（略）。

- グリーンボンド等の客観的な認証枠組みや情報プラットフォームの整備、サステナビリティに関する国際的な開示枠組みの策定推進（金融庁）

③ 我が国企業のダイナミズムの復活、イノベーションの担い手であるスタートアップの徹底支援

（略）加えて、スタートアップの国内での資金調達を改善する観点から、新規株式公開（IPO）プロセス及びSPAC（特別買収目的会社）制度の検討を進め、結論を得る。（略）

（２）地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」

③ 地方活性化に向けた積極的投資

エ 中小企業等の足腰強化と事業環境整備

（略）他方、中小企業等が抱える資金繰りなどの足元の喫緊の経営課題に対応するのは当然として、今回の危機を古い経済社会システムから脱却して「新たな日常」への構造変化を図るチャンスと捉え、中小企業等の足腰強化と質の高い雇用の創出を図っていくことが重要である。

（略）また、今後、事業再編・再生支援のニーズが高まることに備え、事業再構築補助金も活用しつつ、事業承継・引継ぎ、事業再生等を支援する。

（略）地域金融機関による面的・一体的な地域の中小企業のDX推進を含め、事業者支援機関の支援能力の向上を図る。

（略）コロナ禍による債務過剰の問題に対しては、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』に基づく円滑な債務整理の支援を行う。また、中小企業の私的整理等のガイドラインを年度内に策定し、来年度から運用を開始するとともに、倒産時の個人破産を回避するため、経営者保証に関するガイドラインの内容を明確化し、活用を促す措置を検討する。加えて、事業再構築のための私的整理円滑化のための法制整備の検討を進める。

さらに、（略）我が国の国際金融センターとしての機能向上等、市場環境の整備に取り組む。（略）

- ・ 地域金融機関等による人材マッチング等支援（金融庁、内閣府）
- ・ 中小企業の私的整理等のガイドラインの策定等（経済産業省・金融庁）
- ・ 地域金融機関・支援機関の連携・協働による中小企業等の経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進（金融庁）
- ・ 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主の債務整理支援（金融庁）【再掲】
- ・ 経営者保証に依存しない融資の促進（経済産業省・金融庁）
- ・ 銀行等向け資本規制の柔軟な運用を通じた事業者支援に資する貸出余力の確保（金融庁）
- ・ 海外金融事業者・金融人材をワンストップでサポートする「金融創業支援ネットワーク」の強化や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での対応対象の拡大（金融庁）

（３）経済安全保障

（略）

2. 分配戦略 ～ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

（1）民間部門における分配強化に向けた強力な支援

② 労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進

（略）企業の人的投資を促進するため、企業の非財務情報開示の充実等に取り組むとともに、中小企業等の人材やその伴走支援に関わる人材の確保・育成の支援を行う。

- ・ 非財務情報開示の充実や四半期開示見直しなどの一体的な市場環境整備（金融庁）
- ・ 地域金融機関等による人材マッチング等支援（金融庁、内閣府）【再掲】

③ 働き方改革等による多様な働き方の推進、多様な人材の活躍などの支援

働く人のやりがいと生産性を共に高める働き方改革を推進する。ポストコロナの「新しい日常」に対応した働き方として、（略）兼業・副業の促進、選択的週休3日制度の普及を図ることや各種手続・規制の見直しなどにより、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働くことができる環境の整備に取り組む。（略）

- ・ 金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及促進（金融庁）

IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

3. 国家の安全保障の確保を含む国民の安全・安心

（略）